

国労本部電送No.17	発信日	発信部 業務部	責任者	受領者
	2020年10月2日			

<2020年度 年末手当>

J R西日本が見直し月数を提示

1.50ヵ月分

(昨年2.74ヵ月、春闘期妥結年末手当月数2.69ヵ月)

支払日 12月10日とする(変更なし)

J R西日本は 本日(10/2)、年末手当について見直し月数を提示した。

この間、西日本本部は、春闘期に締結した年間臨給に関する協定の一部(年末手当月数)見直し提案を会社から受け、減額についてコロナ禍における現下の状況を踏まえ苦渋の選択を迫られてきた。同時に、エリア内全機関からの西日本本社に対する要請文行動を展開し、「J R西日本会社で働くすべての労働者の雇用と生活設計に配慮した支給月数を確保・提示させる」取り組みと、社員の「雇用と生活を守る申し入れ」を行ない、団体交渉を強化してきた。

西日本本部は本日の基準額の提示に対して席上で抗議し、「再回答(交渉)」を求めると共に抗議行動の展開を指示した。

尚、詳細については、別紙「西日本本部電送4号」および添付「【会社提示資料】2020年度年末手当の基準額の提示にあたって」を参照されたい。

以 上